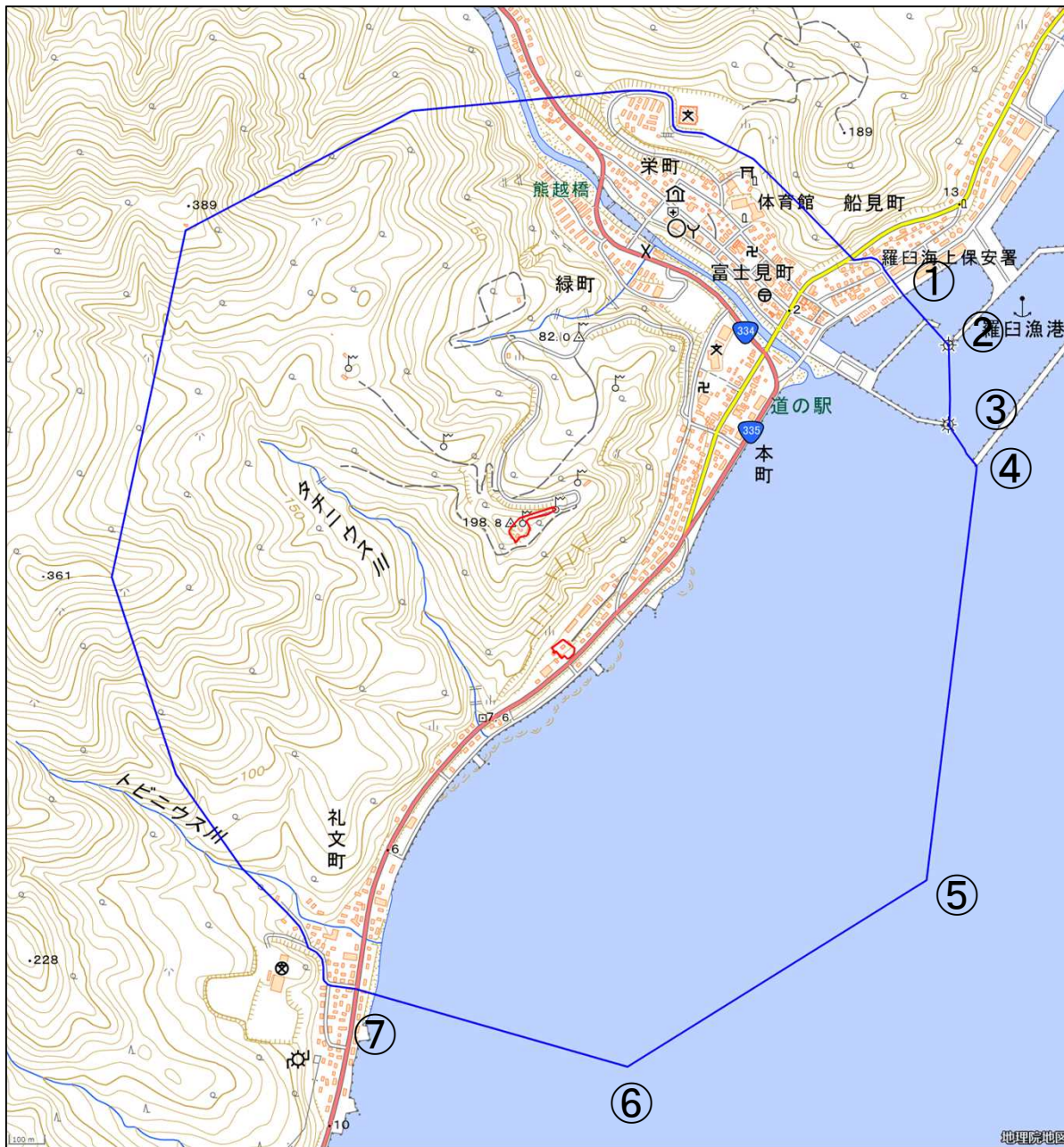


陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地羅臼分室

対象防衛関係施設 の所在地	北海道目梨郡 羅臼町	礼文町七番地二
対象防衛関係施設 の区域	北海道目梨郡 羅臼町	礼文町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	北海道目梨郡 羅臼町	栄町（次の図面に示す部分に限る。）、富士見町（次の図面に示す部分に限る。）、船見町（次の図面に示す部分に限る。）、本町、緑町（次の図面に示す部分に限る。）及び礼文町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯四十四度一分十三秒、東経百四十五度一分五十秒の点 二 北緯四十四度一分八秒、東経百四十五度一分五十五秒の点 三 北緯四十四度一分三十一秒、東経百四十五度一分五十五秒の点 四 北緯四十四度〇分五十八秒、東経百四十五度一分五十九秒の点 五 北緯四十四度〇分二十一秒、東経百四十五度一分五十三秒の点 六 北緯四十四度〇分五秒、東経百四十五度一分十六秒の点 七 北緯四十四度〇分十一秒、東経百四十五度十分四十五秒の点
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

# 陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地羅臼分室周辺地域 (北海道目梨郡羅臼町礼文町7番地2)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

